（実用新案法の一部改正）

第二百二十八条　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第四項中「決定」の下に「又はその不作為」を加える。

第四十八条の二を次のように改める。

第四十八条の二　削除

第五十五条第五項中「による不服申立て」を「の規定による審査請求」に、「又は」を「若しくは」に改め、「処分」の下に「又はこれらの不作為」を加える。

（意匠法の一部改正）

第二百二十九条　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二を次のように改める。

第六十条の二　削除

第六十八条第七項中「による不服申立て」を「の規定による審査請求」に、「又は」を「若しくは」に改め、「処分」の下に「又はこれらの不作為」を加える。

（商標法の一部改正）

第二百三十条　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の二」を「第六十三条」に改める。

第六十三条の二を削る。

第六十八条第五項中「第五十七条から第六十三条の二まで」を「前章」に改める。

第七十七条第七項中「による不服申立て」を「の規定による審査請求」に、「又は」を「若しくは」に改め、「処分」の下に「又はこれらの不作為」を加える。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第二百三十一条　小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「（審査請求の手続における意見の聴取）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審査請求又は異議申立て」を「この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求」に、「又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は」を「は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、「又は異議申立人」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（商工会法の一部改正）

第二百三十二条　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、これ」を「は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項中「その処分に係る者及び利害関係者」を「審査請求人及び利害関係人」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（電気工事士法の一部改正）

第二百三十三条　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の十六の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「（試験の結果についての処分を除く。）」及び「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（割賦販売法の一部改正）

第二百三十四条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項中「第四十二条第二項及び第三項」を「第四十二条第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「当該処分に係る者」とあるのは、「審査請求人」と読み替えるものとする。

第四十四条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（電気用品安全法の一部改正）

第二百三十五条　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「処分又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、研究所又は機構の上級行政庁とみなす。

第五十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（電気事業法の一部改正）

第二百三十六条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第六十五条第五項第二号中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第百九条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「（試験の結果についての処分を除く。）」及び「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第百十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。